小字京通　一九番　二三号
二〇番　二四号
小字西谷久保　四九番　二五号
四五番　二六号
一五番　二七号及び二八号
一番　二九号
小字瀬田　三〇番　三〇号
二七番　三一号
二六番地先道路敷　三二号
二一番　三三号
一一番　三四号及び三五号

○国土交通省告示第五百三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十二年五月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

炭山川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十二年建設省告示第千七百八十九号で指定した第二十八号に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から町道双川上三石線炭山橋に達するまでの区間の炭山川の川の中心から左右各岸十七・五メートルまでの区域

北海道日高郡新ひだか町静内御園五九二番　一号
農屋二四四番三　二号

○防衛省告示第九十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が平成二十二年五月二十一日次のとおり決定された。

平成二十二年五月二十四日

防衛大臣　北澤　俊美

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	水域：約一九五、〇〇〇平方メートル

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	土地：約九七、〇〇〇平方メートル 国土交通省大阪航空局が民間航空施設の整備用地として共同使用する。 使用期間：民間航空施設の整備工事の完了の日まで
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	土地：約五、五三二、〇〇〇平方メートル 水域：約一八、七三五、〇〇〇平方メートル
			国有	建物：約五〇平方メートル 工作物：滑走路等 海上自衛隊が航空施設等として共同使用する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇六二	仙台駐屯地	仙台市	国有	建物：約二〇平方メートル 事務室として追加提供する。 陸上自衛隊仙台駐屯地の施設の一部を、地位協定第2条第4項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	建物：約二〇、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 航空施設等として追加提供する。
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	沖縄県中頭郡北中城村	国有	工作物：防災施設 防災施設として追加提供する。

○国土交通省告示第五百三十二号

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令三百二十九号）第二十七条の規定に基づき、霞ヶ浦開発及び利根川河口堰に関し、これらを利用して流水をかんがいの用に供する者（北総中央用水事業に限る。）の負担金の額の算定の方法等を次のように定める。

平成二十二年五月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　霞ヶ浦開発

㈠　額の算定の方法

地積、用水量その他客観的な指標により、特定施設を利用して流水をかんがいの用に供する者の受ける権利を勘案して、適正に算定するものとする。

㈡　支払の方法及び支払期限

負担金の全部につき一時支払の方法によるものとし、支払期限は平成二十二年六月三十日までとする。

二　利根川河口堰

㈠　額の算定の方法

地積、用水量その他客観的な指標により、特定施設を利用して流水をかんがいの用に供する者の受ける権利を勘案して、適正に算定するものとする。

㈡　支払の方法及び支払期限

負担金の全部につき一時支払の方法によるものとし、支払期限は平成二十二年六月三十日までとする。

○近畿厚生局告示第一号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成二十二年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の二第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年五月二十四日

近畿厚生局長　安達　一彦

変更前の名称	変更後の名称	所在地
国立循環器病センター	独立行政法人国立循環器病研究センター	大阪府吹田市

○近畿地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
加古川市東神吉町砂部字土江三四六番一から同市東神吉町砂部字荒木三五〇番二まで	前	四〇・五〇～六一・五〇メートル	〇・一〇七キロメートル
	後	四〇・〇〇～四五・〇〇メートル	〇・一〇七

㈣　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所